

# SATO社会保険労務士法 NEWSLETTER

2020年3月号 (No.144)



## ～ 今月のトピックス ～

### 『新型コロナウイルス感染症 特集』

各所で新型コロナウイルス(COVID-19 以下略)による影響が出ており、日々情報が更新されています。

社会保険関連では「助成金」や「傷病手当金」におきましても、新型コロナウイルスに関連した内容の文書が厚生労働省から発表されていますのでご紹介いたします。

#### 新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応 コース助成金について

2月27日に安倍総理より、3月2日から春休みまでの臨時休校等を要請する発表があり、企業や働きながら子育てをされている方々は今もなお対策に追われています。

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるを得なくなった保護者の皆様を支援するため、労働者（正規雇用・非正規雇用を問わない）に労働基準法上の年次有給休暇とは別に有給（賃金全額支給）の休暇を付与した企業に対し助成する仕組みを設けることとしました。これが『新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金』です（厚生労働省令第30号 令和2年3月13日）

詳細は、弊社HP (<https://www.sato-group-sr.jp/>) にも掲載しておりますが、ここでは特に注意点をお知らせいたします。

#### ＜注意点①＞

保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です（学校長等が新型コロナウイルスに関連して特別に欠席を認める場合は対象となります）

#### ＜注意点②＞

あくまで有給休暇の付与なので、テレワーク等で勤務に服した場合は対象外です。

#### ＜注意点③＞

上限額（1日1人当たり8,330円）が設定されておりますので、8,330円を超過する賃金は実質的に企業負担になります。

#### ＜注意点④＞

あくまで賃金全額支給が要件ですので、上限額（8,330円）を超える場合、労働者に支給する賃金のうち1日当たり8,330円を上限として支給するという取り扱いはできません。

※これらの支援に関するコールセンターが3月13日に設置されました。また、助成金の申請受付の開始時期や手続き等の詳細に関しては、決まり次第のご案内となります。

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター  
0120-60-3999

受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む）

#### 新型コロナウイルス感染症に係る 傷病手当金の支給について

3月6日に、厚生労働省より協会健保、健康保険組合向けに傷病手当金の支給についてQ&Aが出状されました。基本的には、従来通りの運用とはなりますが、問い合わせの多い例をご紹介します。

Q.被保険者が発熱などの自覚症状があるため自宅療養を行っていた期間については、勤務に服することができなかった期間に該当するの

A.従前より、医師が診察の結果、被保険者の既往の状態を推測して初診日前に勤務不能の状態であったと認め、意見書に記載した場合には、初診日前の期間についても勤務不能期間となり得ることとしています。

今般の新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安として、以下のいずれかに該当する方については「帰国者・接触者相談センター」に相談することとなっています。

①風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている

②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある  
相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には紹介された専門の「帰国者・接触者外来」を受診するよう勧められます。①の症状があるため被保険者が自宅療養を行っていた期間は、療養のため勤務に服することができなかった期間に該当することとなります。

なお、やむを得ない理由により医療機関への受信を行わず、医師の意見書を添付できない場合には、支給申請書にその旨を記載するとともに、事業主からの当該機関、被保険者が療養の為勤務に服できなかった旨を証明する書類を添付すること等により、保険者において勤務不能と認められる場合、傷病手当金を支給する扱いとなります。

症状が疑われても、なかなか病院を受診することができなかったり、動揺により正常な判断が難しい場合もあるかと思えます。また、今回の新型コロナウイルスでは①②の症状がある場合には、上記相談窓口へ相談することとなっていますが、①②の判断基準が適切であるとは一概には言えないとの意見もあり、判断はなかなか難しいと思います。ご本人の方も企業の担当者の方も、症状が疑われる場合の手順やその後の対応については十分に把握をして置き、企業側は所属の健康保険組合への確認等しておく必要があるでしょう。

参照 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000604970.pdf>)

#### 新型コロナウイルス感染症特例 雇用調整助成金について

3月10日、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ雇用調整助成金の特例が追加されました（下記、(5)及び(6)）。前回のNEWS LETTER掲載記事より特例措置が拡大されていますので、改めてご紹介いたします。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

【特例措置】

※休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

(1) 休業等計画届の事後提出を可能に

令和2年1月24日以降の休業等計画届の事後提出が、令和2年5月31日まで可能です。

(2) 生産指標の確認対象期間を3ヶ月から1ヶ月に短縮  
最近1か月の売上高又は生産量が、前年同時期比で10%以上減少していれば、生産指標の要件を満たします。

(3) 最近3ヶ月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象となる

(4) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象

(5) 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とする

(6) 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主に

ア、前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していな

くても助成対象とする

イ、過去の受給日数に関わらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度日数までの受給を可能とする（支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません。）

#### テレワークに関する助成金をご紹介します ※中堅・中小企業向けとなります

##### 新型コロナウイルス感染症対策の為に テレワークコースの助成内容

新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークの新規導入に取り組む中小企業事業主を対象に「時間外労働改善助成金」の特例コースが時限的に設けられました。

参照 (<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000605120.pdf>)

##### 事業継続緊急対策（テレワーク）助成金のご案内

公益財団法人東京しごと財団では、新型コロナウイルス感染症等の拡大防止および緊急時における企業の事業継続対策として、テレワークを導入する都内の中堅・中小企業等に対し、その導入に必要な機器やソフトウェア等の経費の助成を行っています。

参照 (<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/kinkyutaisaku.html>)

～その他～

新型コロナウイルスに関する従業員等への対応について、厚生労働省からQ&Aが出されていますので、ご参照ください。

厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業担当者向け）」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/den\\_gue\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/den_gue_fever_qa_00007.html)



（発行元）SATO 社会保険労務士法人東京オフィス

〒170-0005

東京都豊島区南大塚3丁目32番1号

TEL:03-6831-3310

